

(仮称)日南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、Sky Wind SPC1株式会社が、宮崎県日南市において、最大で総出力19,500kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、過去に「地域新エネルギービジョン策定書」(平成14年、日南市)及び「日南市乱杭野地区風力発電事業化導入計画」(平成18年、日南市)により風力発電設備の導入検討が行われた地域で計画されており、再生可能エネルギーの普及の観点から望ましいものである。

一方、事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在し、工事中及び供用時における騒音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

また、事業実施想定区域及びその周辺は、サシバ等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性があるほか、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴い、これらの鳥類等への影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

2.(1)(2)及び(3)により、騒音等及び風車の影による影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による環境影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、風車の影による環境影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、サシバ等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性があるほか、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。このため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による、鳥類の渡り及び生息への重大な影響が懸念されることから、これら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関し、適切に調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。一方で、植生自然度が高いとされた植生以外の森林においても、専門家へのヒアリング等によれば、林床に重要な植物が生育する可能性が示唆されている。このため、動植物の生息・生育状況について林床も含め適切に調査し、それらの調査結果を踏まえ、植物及び生態系への影響が回避又は極力低減されるように、風力発電設備等の配置等を検討すること。